

# 第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度及び 地球温暖化対策報告書制度の検討に関する意見表明

東京都キャップ&トレード制度  
第4回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」  
令和5年2月1日（水曜日）14：00～17：00  
オンライン会議

表明 順番	対象事業所・ 団体名	意見要旨
1	飯野海運株式 会社	<p><b>(1) 削減義務率と2050年に向けての削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>削減義務率が50%は厳しいです。</li> <li>中小企業が所有する指定相当地球温暖化対策事業所や地球温暖化対策報告書制度の対象事業所へ、排出量削減義務の履行を求めないのはなぜでしょうか。</li> <li>中小企業が所有する事業所からの排出割合が高い場合、中小企業へ排出量削減義務の履行を求めることは、今後2050年に向けてのEMission 0を目指す際に、非常に効果の高い施策であると考えますが、東京都の2050年に向けての削減ロードマップはどのようになっているのでしょうか。また、実際に中小企業の所有する事業所から排出されるCO2量の割合は、東京都全体の排出量の何割を占めるのでしょうか。</li> </ul> <p><b>(2) 再エネ導入の促進策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネと再エネが取組の中心となる中、省エネは既に限界です。今後の対応の中心となる再エネの適合範囲についての検討が必要となり、都の総量削減義務と排出量取引制度と省エネ法、温対法、RE100、CDP、SBT等の法制度及び環境イニシアチブとの整合性が必要と思われます。具体的には、電力非化石証書、カーボンニュートラルガスを適用とする等の幅広い現実に則した対応が望まれます。</li> </ul> <p><b>(3) 超過削減量の有効期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現制度では、超過削減量の有効期間（繰越できる期間）は、次計画期間までとなっているが、その実績は事業者の努力によるものであり、経過期間により消滅する性質のものではありません。よって、当超過削減量の有効期間は設定されるものではないと考えます。</li> </ul>

表明 順番	対象事業所・ 団体名	意見要旨
2	一般社団法人 東京ビルディング 協会	<p><b>(1) 削減義務率について</b>            ・昨今の国内外情勢の下、今後のエネルギー供給や電源構成の見通しには不透明な点も多い中、達成状況の評価にあたっては、実際の供給側の状況（係数改善、再エネ電力・証書市場）を踏まえた柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p><b>(2) 義務履行手段について</b>            ・義務履行手段のうち「再エネ由来証書の活用」については、グリーンエネルギー証書、非化石証書（再エネ指定）のほか、同価値を有するJクレジット（再エネ）も対象に加えて頂きたい。また、クレジット制度の創設・改変に応じて、柔軟かつ幅広に対象を追加して頂きたい。</p> <p><b>(3) 削減義務率の緩和措置について</b>            ・区分 I - 2 の緩和措置は 2 % 減では不十分である。使用エネルギー量の 20 % 以上を地域冷暖房等から供給を受ける区分 I - 2 に対して 2 % の具体的根拠が不明であり、また、区分 I - 2 は再エネ電気調達等による排出係数の改善余地も小さい。特に、CGS や地域冷暖房による熱供給の割合が 50 % を超えるような物件では、排出係数改善等による大幅な削減を見込むことは困難であり、削減義務率の更なる緩和やカーボンニュートラルガスによる排出削減の評価について検討して頂きたい。</p> <p><b>(4) 排出量取引について</b>            ・超過削減量の創出対象については、省エネ対策・再エネ導入だけでなく、他の法令や国際的なイニシアチブとの整合性等を踏まえ、再エネ電気・再エネ由来証書による削減分も一定条件のもと認めて頂きたい。また、排出量取引制度については、事業者同士の相対取引を前提としており、手続きに膨大な時間とコストを要することから、有効に活用できていない。事業者のインセンティブを高める意味でも、今後の取引量が増大することを見込んでいるのであれば尚更、東京都として簡便で利便性の高い取引の仕組みを整備して頂きたい。</p> <p><b>(5) 公表内容の充実について</b>            ・改正省エネに基づく定期報告書の見直しと平仄を合わせるなど、報告内容の追加による事業者の負担増が生じないようにして頂きたい。また、公表にあたっては各事業者の個別事情にも配慮をお願いしたい。（非公表を希望する事業者に対しては一定の配慮を行う旨は示されている）</p> <p>■ <b>トップレベル事業所の認定制度</b></p> <p><b>(1) 認定取得のインセンティブについて</b>            ・環境に係る多くの認証制度が存在する中、排出量取引の市場性が低い現状において、超過削減量の発行上限撤廃だけでは、認定取得に対するインセンティブとして魅力に欠けるとの意見が多い。補助金、税制優遇、容積率割増等の実質的な支援措置とリンクした制度として位置付けることを検討して頂きたい。</p>

表明 順番	対象事業所・ 団体名	意見要旨
3	一般社団法人 日本熱供給 事業者協会	<p><b>(1) 熱供給事業者から購入する熱の排出係数 (実排出係数)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実排出係数の算定に際しては、「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度で算定される数値」を単純に使用するのではなく、「制度対象事業所の年度排出量の算定方法」・「電気の実排出係数」と同じく             <ol style="list-style-type: none"> <li>①環境価値*の調達による排出係数の低減効果の反映                 <ul style="list-style-type: none"> <li>*環境価値：事業所外の再エネ設置（自己託送・PPA等）、小売電気事業者等からの購入、非化石証書等の再エネ由来証書の直接購入等。</li> </ul> </li> <li>②調達する電気の実排出係数による効果の反映</li> <li>③同地区での複数の実排出係数（電気のように、通常の熱と、低炭素メニューを同一地区で販売）が可能となる制度として頂きたい。</li> </ol> </li> </ul> <p><b>(2) 熱供給事業者における基準排出量の算定方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の熱供給施設は、事務所・医療・商業等が個別に持つ熱源システムを束ねている施設となるため、新設する熱供給事業所の基準排出量の算定に際して、事務所・医療・商業等同様に①過去の排出実績に基づく算定方法に加え、②排出標準原単位が使える制度として頂きたい（熱供給事業はエネルギー使用場所の面積に寄らないことから、原単位は熱の販売量（t CO<sub>2</sub>/GJ）とし、その数値は、第三計画期間の低炭素熱の基準である「CO<sub>2</sub> 排出係数が 0.060 t CO<sub>2</sub>/GJ」が合理的と考えられる。）。</li> </ul>

表明 順番	対象事業所・ 団体名	意見要旨
4	一般社団法人 不動産協会	<p><b>(1)削減義務率・削減余地・履行手段拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実排出係数の採用、義務履行手段の拡充は賛同。一方、対象事業所の多くは既に一定の削減対策済であり、合理的な設備更新周期・対策余地等を鑑みると、バックキャストでの次期削減義務率50%は高いハードルと思料。義務率達成に向けた後押し及び積極的な取組を更に加速しうる規制・支援一体型の政策実行を要望（履行手段の拡充、改修支援メニューの拡充等）</li> </ul> <p><b>(2)削減義務率の緩和措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DHC・CGSを活用する算出区分I-2の事業所における削減義務率48%は極めて高い水準と思料。熱供給事業者等の排出係数改善余地を踏まえた柔軟な検討と、履行手段拡充（CNガス等）を要望</li> <li>・削減難易度の高い複合用途である場合や、権利者が複数となり主たる事業者の一存では削減策を進めることが困難な事例が多数存在することを踏まえた措置検討を要望</li> <li>・直近の新規参入事業所は竣工当初より省エネ性能の高い設備機器の導入、再エネ活用等が講じられており、以後の削減余地は限定的と思料。 例：省エネ性能に応じた削減義務率の設定等も検討を要望</li> </ul> <p><b>(3)排出量取引</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量の発行上限引上げは賛同。なお、超過削減量の創出対象として省エネ・再エネ（オンサイト・オフサイト）等の案となるが、再エネ電力調達、再エネ由来非化石証書についても一定の条件を満たすものは創出対象とする検討を要望。例：RE100との整合確認。自社他事業所の削減手段としては充当可とする等</li> <li>・超過削減量として創出されたクレジットの取引活性化、有効期間制限の撤廃</li> </ul> <p><b>(4)評価向上に向けた公表内容の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表内容の拡充が、実際にどの程度投資家の評価や建物選択に活用されるかは不確実である状況下において、事業者の報告負担増とならない制度設計を要望（改正省エネ法定期報告との平仄合わせ等）</li> </ul> <p><b>(5)再エネ利用に係る目標設定・取組情報の報告・公表の義務付け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ活用・導入は、事業所の規模を問わず、導入に関して中長期的な「目標設定」の難易度が高いことに配慮した制度設計を要望</li> </ul> <p>■ <b>トップレベル事業所認定制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定に係るハードル(基準・手間)に対する認定取得メリットの不足感から、認定数が低水準に留まって推移しているものと思料（近年、ESG関連の認証は他にも多数存在）</li> <li>・制度の実効性を保持する為に、手続きの更なる合理化に加え、極めて高い認定基準をクリアした前提での認定取得インセンティブの拡充検討を要望（削減義務率軽減の維持、超過削減量創出手段の拡充等）</li> </ul> <p>■ <b>地球温暖化対策報告書制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告者の事務負担増加とならないよう配慮が必要</li> </ul>